Q、支払うべき相続税額が「￥０」ならば申告不要ですか？

A、必要な場合もあります。

相続税の課税対象額（相続財産の総額－借金等の負債）が基礎控除額
（5，000万円＋1，000万円×法定相続人）以下であれば、
相続税の申告書を税務署に提出する必要はございません。

しかし、相続財産の総額を計算する際に、小規模宅地等の計算の特例（※1）や、
配偶者の税額の軽減の制度（※2）などの税法上の特例を使って相続税の
課税対象額が基礎控除額以下になり、相続税額が「￥０」になる場合には、
必ず申告をしなければなりません。
申告をして、初めて相続税額が「￥０」となります。

相続税がかかるのはだいたい１００人のうち５人ほどで、概ね5％です。
残りの９５％は相続税が「￥０」です。この９５％の中には下記のような税法上
の特例を使い申告をして、相続税が「￥０」になる人が相当数含まれています。

（※１）「小規模宅地等の課税価格の計算の特例」
自宅敷地や事業用地などは、一定の要件を満たせば、
一定の面積までは価格を最高で 80%下げることが出来ます。
(※２)「配偶者の税額の軽減」
配偶者（夫、妻）がもらった遺産額が、
次の金額のどちらか多い金額までは
配偶者に相続税がかからないという制度です。
①．１億６千万円
②．配偶者の法定相続分相当額

（京都税理士法人　岡田）

遺言川柳　『 遺産分け　平等だから　もめている 』
「決定版　遺言川柳」 発行：株式会社　幻冬舎
編者：三菱ＵＦＪ信託銀行・三菱東京ＵＦＪ銀行

今月のご案内

無料相談会を開催いたします！

☆ 開催日：平成２０年6月３日(火)
時間帯：１０時 ～ １８時
場　所：京都税理士法人　**本社**

☆ 開催日：平成２０年6月１１日(火)
時間帯：１０時 ～ １８時
場　所：京都税理士法人　**滋賀支社**

京都本社、滋賀支社において、無料相談会を開催いたします。
相続税、贈与税、遺言、事業承継、アパマン経営に関することまで、
是非この機会にお気軽にご相談ください。

相談会は、予約制（お一人様３０分程度）となっておりますので、
まずは、下記までご連絡頂き、お申し込みをお願いいたします。
（※ お申し込み多数の場合は、先着順とさせて頂きます。）

お問い合わせ：京都税理士法人　担当：岡田、田中
〒６０１－８３２８　京都市南区吉祥院九条町３０－１
ＴＥＬ：(０７５) ６９３－６３６３　　ＦＡＸ：(０７５) ６９３－６５６５

お問い合わせ：京都税理士法人
〒601-8328
京都市南区吉祥院九条町３０番地１
江後経営ビル
ＴＥＬ：075-693-6363
ＦＡＸ：075-693-6565
ＵＲＬ　http://www.ego.co.jp